

## 意味することと指し示すこと : 発語内行為における 確定記述の指示的用法の問題

山口, 誠  
九州大学大学院 : 博士後期課程単位修得退学

<https://doi.org/10.15017/1445871>

---

出版情報 : 哲学論文集. 48, pp.89-104, 2012-09-29. 九州大学哲学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 意味することと指し示すこと

— 発語内行為における確定記述の指示的用法の問題 —

山口 誠

## はじめに

オースティン (Austin, J. L.) によって創始され、サール (Searle, J. R.) によって継承された、「言語行為論 (speech act theory)」は、主に、「発語内行為 (illocutionary act)」に関する理論である。

発語内行為とは一種の「意図的行為 (intentional action)」である。この点で、発語内行為は、話し手 (speaker) が何かを述べることによって一定の因果的な結果を齎す「発語媒介行為 (perlocutionary act)」からは区別される。即ち、発語内行為の成立は、それによって、特に、聞き手 (hearer) に何らかの因果的な結果を齎さなくとも、言わば共同体における規約 (convention) によって保証されるのである。<sup>1)</sup> 言語行為論は、このような両者の区別、即ち、発語内行為が、因果的な発語媒介行為とは異なり、規約的 (conventional) であるということを示すことによって、その一般理論の構想が可能となったと言えよう。

意味することと指し示すこと

ドネラン (Donnellan, K.) は論文「指示と確定記述」(“Reference and Definite Descriptions”, 1966) で「確定記述 (definite description)」の用法を、「帰属的用法 (attributive use)」と「指示的用法 (referential use)」とに区別した。本稿の目的は、言語行為論という観点から、特に後者、即ち指示的用法を批判的に検討することである。その際、我々は、クリプキ (Kripke, S.) の論文「話し手の指示と意味論的指示」(“Speaker's Reference and Semantic Reference”, 1979) で与えられた議論を手掛かりとする。

ドネランは、次のような確定記述を含む文を例にして、以上の区別を説明する。

(1) スミスを殺した人間は正気でない。

(Smith's murderer is insane.)

(1) には表現「スミスを殺した人間 (Smith's murderer)」としての確定記述が含まれている。この時、例えば、話し手が、惨殺されたスミスの遺体に遭遇し、且つ話し手はスミス殺しの犯人が誰かを知らず、且つ「スミスを殺した人間」を誰か特定の人間という意味ではなく誰であれ、スミスを殺した人間という意味で用いることによって (1) を発話するならば、話し手は「スミスを殺した人間」を帰属的に用いている。これに対し、例えば、話し手が法廷の被告席でスミス殺しの容疑で裁判を受けているジョーンズという人間を目撃し、且つジョーンズが拳動不審な行動をとっており、且つ話し手が「スミスを殺した人間」を誰であれスミスを殺した人間という意味ではなく或る特定の人間という意味で用いることによって (1) を発話するならば、話し手は「スミスを殺した人間」を指示的に用いている (Donnellan, 1966, pp. 285-286; cf. Searle, 1979, pp. 137-138)。

以上のようなドネランの区別は、確定記述を巡るストローソン (Strawson, P.) によるラッセル (Russell, B.) 批判から、リ

ンスキー (Jinsky, L.) の論文「指示と指示対象」(“Reference and Referents”, 1963) を経て展開された。ドネランは、ラッセル及びストロソンに対し、確定記述を帰属の用法と指示的用法とに区別することによって、ラッセルにおいては帰属的用法のみが適用出来るが指示的用法は無視されているのに対し、ストロソンにおいては両用法の要素が指示的用法のみに取り込まれてしまっていると批判する。しかしながら、ドネランによるこの区別は、それ以後、クリプキの論文「話し手の指示と意味論的指示」やサールの論文「指示的用法と帰属的用法」(“Referential and Attributive”, 1979) において批判対象となる。

ドネランの区別の根底にある考えは確定記述の「多義性 (ambiguity)」である。確定記述の多義性とは、確定記述に、それ本来の役割と固有名の役割という二つを認めるといふものであり、これら二つの役割を表すのが帰属的・指示的用法である。しかし、指示を言語行為として捉える場合、この確定記述の多義性は、或る重大な問題を引き起こす。それは、特に確定記述が指示的用法で用いられる時、それによって為される指示行為は、規約的な発語内行為ではなく、因果的な発語媒介行為となるといふものである。このような問題に対し、クリプキの議論はそれを回避していると考えられる。即ち、クリプキの議論は、指示を発語内行為として考える時、特に確定記述の指示的用法において、それが発語媒介行為となることなく、あくまで発語内行為として成立することを保証するものなのである。

以上のことを本稿では指示の「取り消し可能性 (cancelability)」の有無を手掛かりに考察することとしたい。指示という(発語内)行為が行われる時、端的に、ドネランの場合、話し手は自らの指示を取り消すことが不可能であるが、クリプキの場合は可能である。そして、この違いが、話し手による指示という行為が、発語媒介行為となるのか、発語内行為に止まるものなのかを区別する手掛かりとなるのである。

## 第一節 特定の意図と一般的な意図

言葉は如何にして意味を持つのか。このような問いに我々は「意図 (intention)」を持ち出すことによって答えることが出来る。即ち、「発疹」なり「ベル」という言葉が意味を持つ時、或る何らかのもの、(対象)を発疹なりベルと呼ぼうという意図が其処に働いていると、我々は考えることが出来るであろう。論文「話し手の指示と意味論的指示」において、クリプキは、このような意図という概念を用いて、ドネランによる確定記述の帰属的用法と指示的用法の区別を説明することとなる。

先ず、クリプキは、こうした役割を果たす意図を「一般的意図 (general intention)」と「特定の意図 (special intention)」に区別する。

或る言語共同体を想定した時に、或る任意の言葉について、その成員全体が何らかの対象をその言葉で呼ぼうとする場合が当然考えられる。換言すれば、言葉の意味の成立が成員全体の意図によって為された場合が考えられる。このようにして与えられる意味、即ち成員全体の意図によって与えられる指示対象はその共同体の中の「規約 (convention)」によるものであると考えることも出来るが、このような対象のことをクリプキは「意味論的指示対象 (semantic referent)」と呼ぶ (Kripke, 1979, p. 14)。このように意味論的指示対象を与える共同体の成員全体の意図が一般的意図と呼ばれるものである。

他方、或る任意の言葉を、話し手の方は、彼の属する共同体の規約に基づいて、その意味としての指示対象が与えられるもの、即ちそれが意味論的指示対象であると信じて用いている場合があるだろう。換言すれば、話し手は自らの用いている言葉の意味の成立が成員全体の意図によって為されたと信じている場合もあるだろう。この場合、単に話し手はそう信じているに過ぎず、話し手の信念が誤っていることも考えられる。このようにして与えられる意味、即ち規約により与えられている

と話し手が信じている（に過ぎない）対象のことをクリプキは「話し手の指示対象（speaker's referent）」と呼ぶ（Kripke, 1979, p. 15）。このように話し手の指示対象を与える話し手の意図が特定の意図と呼ばれるものである。

クリプキは、これら一般的な意図と特定の意図という概念を用いることによって、先の確定記述の帰属的用法と指示的用法との違いを説明する。即ち、その説明とは、話し手の特定の意図が一般的な意図に他ならない、「単純な」場合が前者に当て嵌まり、話し手の特定の意図は一般的な意図とは区別されるが、話し手はそれが一般的な意図であると信じている「複雑な」場合が後者に当て嵌まるといふものである（Kripke, 1979, p. 15）。

このような仕方で帰属的用法と指示的用法との違いについて理解するならば、その違いは明確なものではなく、単に程度の差の問題として考えられることとなる。繰り返し返すように、確かに、帰属的用法が当て嵌まる単純な場合と、指示的用法が当て嵌まる複雑な場合との違いは、特定の意図が一般的な意図に他ならないのか或いは（話し手は一致すると信じているもの）区別されるのかということに起因する。しかしながら、帰属的用法が当て嵌まる場合にせよ指示的用法が当て嵌まる場合にせよ、意味を決定するのは意図であり、それも、その違いは、繰り返し返すように、単純か複雑かのものでしかない。

以上のように、クリプキは、確定記述の帰属的用法と指示的用法の区別を、ドネランのように確定記述の本来的な役割と固有名の役割との両方を持つことを示すことによってではなく、言わば、意図という概念に一元化することによって説明したのである。両用法の違いは単純なものか複雑なものかという程度の差でしかないというのはこの点に起因する。

## 第二節 「話し手の言葉が意味したもの」と「話し手が意味したもの」

クリプキは、第一節で検討した一般的な意図によって与えられる意味論的指示対象と特殊な意図によって与えられる話し手の指示対象という概念を提示する上で、グライス（Grice, P.）に従い、「話し手の言葉が意味したもの（what the speaker's

words meant)」と「話し手が意味したもの (what the speaker meant)」という二つの概念を道具立てとして導入する。前者は意味論的指示対象に、後者は話し手の指示対象に対応する。以下、両概念の検討を通じて意味論的指示対象と話し手の指示対象との違いを更に明確化し、「程度の差に過ぎない」とされた確定記述の帰属的用法と指示的用法との違いに関して考察する。

話し手と聞き手が教室なり研究室なり同じ部屋に一緒に居て、その部屋のドアが開いたままだった。この時に話し手が聞き手に次のように述べたとしよう。

(2) ドアが開いていますよ。

このように話し手が述べる時、「話し手の言葉が意味したもの」とはドアが開いているという文字通りの事実である。即ち、実際にドアが開いているならば(2)は真で、そうでないならば偽であり、差し当たりこのような真偽が「話し手の言葉が意味したもの」として考えられてよい。他方、話し手が(2)を述べる時、我々は、ドアが開いているという事実とは別に、話し手が聞き手に対して伝えようとした、言わば言外の意味をも考え得る。即ち、話し手は、(2)を述べることによって、聞き手に対して、もう出て行って欲しいとか、或いは寒いから閉めて欲しいという意味のことを伝えようとしたのかも知れない。これこそ「話し手が意味したもの」の内実である。<sup>3)</sup>

更に、クリプキによれば、「話し手の言葉が意味したもの」は共同体の一般的な意図に基づいた規約によって決定され、「話し手の意味したもの」は話し手の(特殊な)意図によって決定される (Kripke, 1979, p. 14)。クリプキによれば、意味論的指示と話し手の指示という概念は、以上のようなグライスの概念の特殊な事例である (Kripke, 1979, p. 14)。即ち、それは此処での指示が事実ではなく対象に関するものに限定されているという意味であり、従ってこれら意味論的指示と話し手の指

示という両者に関しても「話し手の言葉が意味したもの」と「話し手が意味したもの」と同様のことが言われ得るということでもある。即ち、第一節において我々は意味論的指示対象の成立に関して考察したが、同様に、「話し手の言葉が意味したもの」は、話し手の話す言葉によって意味されるものであるから、その意味するものは共同体の中の規約によって与えられねばならないのである。

此処で、意味論的指示対象と話し手の指示対象の違いを明確化する為にも、以下の観点で、「話し手の言葉が意味したもの」と「話し手が意味したもの」という二つの概念及びその違いを考察しよう。それは「何が、誰が、何を意味しているのか」ということである。

「話し手の言葉が意味したもの」の場合に、「何が／誰が」意味するのかといえば、それは文字通り話し手によって用いられた言葉である。そして「何を」意味するのかといえば、それはその言葉の指し示す事実である。話し手が(2)を述べる場合、その言葉はドアが開いているという事実を意味しているのである。それから「話し手が意味したもの」の場合、「何が／誰が」意味しているのかといえば、それは勿論話し手である。そして「何を」意味しているのかといえば、それは話し手の意図である。話し手が(2)を述べる場合、もう出て行って欲しいとか、或いは寒いから閉めて欲しい、というのは話し手の意図を意味しているのである。

此処から話し手は(2)を述べる場合に、ドアが開いている、という「話し手の言葉が意味したもの」の決定に関係するわけではない。繰り返すようにその意味は、話し手の意図ではなく彼も含めた一般的な意図として表される規約によって決定されるのである。それに対して話し手は、(2)を述べる場合にもう出て行って欲しいとか、或いは寒いから閉めて欲しいという「話し手が意味したもの」の決定には関係する。これも繰り返すようにその意味は、話し手の特殊な意図によって決定されるのである。

さて、以上を踏まえて本稿冒頭でも述べた取り消し可能性について、次節で検討することにしよう。





取り消される（取り消されようとする）ものは、その言葉によって指し示される事実である。

先ず、「話し手の言葉が意味したもの」の場合、話し手はその意味を取り消すことが出来ない。というのも、繰り返すように取り消されるものはその言葉によって指し示される事実であり、「話し手の言葉が意味したもの」としての事実、話し手の言葉によって意味されたものだからである。即ち、「話し手の言葉が意味したもの」の場合、「何が／誰が」意味しているのかといえば、それは話し手の言葉であり、「何を」意味しているのかといえば、それはその言葉によって指し示される事実である。話し手は意味の決定に直接には関わるわけではない。従って、「何が／誰が」取り消すのかに関して、取り消すのが話し手である以上、「話し手の言葉が意味したもの」は取り消し不可能である。

これに対して「話し手が意味したもの」の場合、話し手はその意味を取り消すことが出来る。というのも、繰り返すように取り消されるものはその言葉によって指し示される事実であるが、「話し手が意味したもの」としての事実、話し手によって意味されたものだからである。即ち、「話し手が意味したもの」の場合、「何が／誰が」意味しているのかといえば、それは話し手であり、「何を」意味しているのかといえば、それは話し手の特定の意図としての事実である。話し手は意味の決定に直接に関わるのである。従って、「何が／誰が」取り消すのかに関して、取り消すのが話し手である以上、「話し手が意味したもの」は取り消し可能である。

以上のように考えるならば、「話し手の言葉が意味したもの」と「話し手が意味したもの」に各々対応する意味論的指示対象と話し手の指示対象に關しても同様のことが言える。即ち前者は話し手によって取り消されることが出来ないのに対して、後者は話し手によって取り消されることが出来る、と。その理由は、（もし可能なら）両者とも取り消すのは話し手であるが、意味論的指示対象において取り消されるのは話し手の言葉、即ちその指示子によって指し示される対象であり、話し手の指示対象において取り消されるのは話し手の意図だからである。換言すれば、前者においてはその指示決定に際して話し手は関係せず、後者においては関係するからなのである。

#### 第四節 記述の多義性による指示的用法における取り消し不可能性

本稿冒頭でも述べたように、ドネランが論文「指示と確定記述」の中で展開した議論は、確定記述も一つの固有名として認めようという、換言すれば、対象指示に際して確定記述にそれ本来の役割と固有名の役割との二つを認めようという記述の多義性であった。これを認める場合、話し手は、(1)「スミスを殺した人間は正気でない」という自らの発話を取り消すことが出来ないという取り消し不可能性が生じることとなる。

此処で、再び「何が／誰が、何を意味するのか」という第二節で提起された問い及び「何が／誰が、何を取り消すのか」という第三節で提起された問いに戻って、ドネランの議論を考察することにしよう。

「何が／誰が、何を意味するのか」という問いにおいて、「何が／誰が」意味するのかといえば、それは話し手の言葉であり、「何を」意味するのかといえば、それは話し手の言葉によって表された事実である。他方、「何が／誰が、何を取り消すのか」という問いにおいて、「何が／誰が」取り消すのかといえば、それは話し手であり、「何を」取り消すのかといえば、それは話し手の言葉によって表された事実である。即ち、以上のことが当て嵌まるのは、第二節で考察した「話し手の言葉が意味したもの」である。

第二節及び第三節における議論でも明らかのように、「話し手の言葉が意味したもの」の場合、話し手は、それが事実を表す文としての自らの発話を取り消すことが出来ない。即ちドネランにおける発話は「話し手の言葉が意味したもの」である故に、話し手は自らの発話を取り消すことが出来ないのである。では、何故、ドネランの議論における(1)の発話が「話し手の言葉が意味したもの」となるのか。その理由こそ、この場合に「スミスを殺した人間」を固有名として捉える確定記述の多義的な解釈である。

確定記述の指示的用法において対象指示が行われるならば、即ち話し手によって確定記述「スミスを殺した人間」を用いたジョーンズへの指示が行われるならば、その時、記述「スミスを殺した人間」は固有名の役割を果たし、この表現と目の前の人間ジョーンズとの関係は、固有名と指示対象との一対一対応関係と同じである。ならば実際にはスミスは自殺だった、即ちジョーンズがスミス殺しの犯人ではないことを話し手が理解した場合、このような「スミスを殺した人間」とジョーンズとの対応関係は話し手によって解消されるのだろうか。それはこの場合「スミスを殺した人間」が固有名である以上解消されないのである。というのも固有名と指示対象との対応関係は話し手による理解とは関係なく成立するからである。即ち、此処において固有名が指示する対象は、話し手の指示対象ではなく意味論的指示対象なのである。

では「スミスを殺した人間」として表される固有名が意味論的指示対象であった場合、如何にして(1)は「話し手の言葉が意味したもの」となり得るのか。

此処で、スミス殺しの犯人はジョーンズではなく別の人間であり、且つ話し手がジョーンズをスミス殺しの犯人であると誤解して(1)を発話したと想定しよう。我々はこれを次のように理解可能である。即ち、話し手が、(実際は間違っているが)或る対象aがそれを表す指示子「d」の意味論的指示対象となる為の条件を満たしている、且つ彼はaについて何か言いたいと思ひ、「da」(xは正気でない)を用いて「da」と述べる、と。<sup>(6)</sup>

この場合、対象aは、話し手がそれを表す指示子「d」の意味論的指示対象となる為の条件を満たしていると思つている故に話し手の指示対象である。この時、「da」の真理条件は対象aがφしているか否かに関わるのであり、換言すれば、「d」が実際に何を指し示しているのかが関わるというよりも話し手の意図が関わるものである。ところが、ドネランのように対象aが意味論的指示対象であった場合、「da」の真理条件は「d」が指し示すものそのものがφしているか否かに関わる。即ち、「da」の真理条件は「d」が実際に何を指し示しているのかが関わるのであり、話し手の意図が関わるのではない。従つて、「da」の意味(真偽)は話し手の言葉が意味したものであり、それは対象aが意味論的指示対象であることに

よるのである。

## おわりに

本来、発語媒介行為とは、発語内行為により、話し手が聞き手に対して何らかの行為を行わせる行為である。発語内行為は規約によってのみ成立するが、発語媒介行為は、特に聞き手に対する、何らかの因果的な帰結を含意するものである。換言すれば、話し手による発語内行為が聞き手の行動・思考・信念等々に対して及ぼす帰結 (consequence) 乃至結果 (effect) を齎すという概念こそ発語媒介行為であると考えられる (Searle, 1969, p. 25)。

話し手が、聞き手に対して、被告席に立たされている挙動不審なジョーンズについて、(1)「スマスを殺した人間は正気でない」と発話する。この時に、(1)における確定記述としての表現「スマスを殺した人間」が特定の人間ジョーンズを表したものであるが故に、この確定記述は指示的に用いられている。しかし、ドネランのように確定記述を固有名として捉える場合、第四節で考察されたように、話し手がその意味を取り消すことは不可能であり、且つ(1)の発話そのものも取り消すことは不可能である。此処から、我々は、ドネランの議論において話し手による(1)の発話は聞き手に対して必然的に何らかの行動なり思考・信念等々を引き起こす、と考え得ることとなる。

ドネランにおいて、「何が、誰が、何を、意味しているのか」ということを考える場合、(1)における「スマスを殺した人間」が意味論的指示対象であり、それ故に「何が、誰が」意味するのかといえばそれは話し手の言葉であり、「何を」意味するのかといえばそれはその言葉の指し示す事実であった。この場合、話し手は自らの発話を取り消すことが出来ない故に、聞き手に対して、それが、目の前の特定の人間に関して述べようと意図したものであれ、誰であれスマスを殺した人間に関して述べようと意図したものであれ、話し手の意図とは関係なく、何らかの信念状態を必然的に引き起こす。(1)の意味は

(1) という表された言葉によって真偽として意味されるのであり、それを聞く聞き手の信念状態はその言葉によって引き起こされるからである。従って、ドネランの場合、話し手が聞き手に(1)を発話するという発語内行為の成立は、話し手が聞き手に何らかの、それが何であれ、何らかの信念状態を引き起こすという発語媒介行為の成立をも含意する。

これに対して、クリプキにおいては、「何が、誰が、何を意味しているのか」ということを考える場合、「何が、誰が」意味するののかといえば、それは話し手であり、「何を」意味するののかといえば、それは話し手の意図である。この場合、話し手は自らの発言を取り消すことが出来る故に、聞き手に対して、それが、目の前の特定の人間に関して述べようと意図したものであれ、誰であれ、誰であれミスをした人間に関して述べようと意図したものであれ、何らかの信念状態を必然的に引き起こすわけではない。従って、クリプキの場合、話し手が聞き手に(1)を発話するという発語内行為の成立は、話し手が聞き手に何らかの信念状態を引き起こすという発語媒介行為の成立を含意するものではない。

以上より、話し手が聞き手に法廷で目の前の挙動不審な人間に対して(1)を発話するような場合に、確定記述の多義性を認めるドネランの場合は、その発話は発語媒介行為を含意するという点で問題があり、話し手の指示と意味論的指示との区別に基づいて特定の意図と一般的な意図との区別からこれを説明するクリプキの場合は、その発話は発語媒介行為を含意しないという点で、ドネランの問題を回避しているのである。

### 引用文献

- Austin, J. L., 1962, *How To Do Things With Words*, Clarendon Press: Oxford (邦訳:『言語と行為』、坂本百大訳、大修館書店、1978)
- Donnellan, K., 1966, "Reference and Definite Descriptions", *The Philosophical Review*, Volume LXXV
- Frege, G., 1892, "On Sense and Reference", *Translations from the Philosophical Writings of Gottlob Frege*, Black, M. (trans.), Grech, P., Black, M. (ed.), Basil Blackwell: Oxford, 1960 (邦訳:『意義と意味について』、『フレイゲ著作集4 哲学論文集』、土屋俊訳、黒田亘、野本

和幸編、勁草書房、1999)

Grice, P. 1957, "Meaning", *Studies in the Way of Words*, Grice, P., Harvard University Press: Cambridge, Massachusetts and London, England, 1989 (邦訳:「意味」、『論理と会話』、清塚邦彦訳、勁草書房、1998)

——, 1975, "Logic and Conversation", *Studies in the Way of Words*, Grice, P., Harvard University Press: Cambridge, Massachusetts and London, England, 1989 (邦訳:「論理と会話」、『論理と会話』、清塚邦彦訳、勁草書房、1998)

Kripke, S., 1972, "Naming and Necessity", *Semantics of Natural Languages*, Davidson, D., Harman, G. (ed.), D. Reidel Publishing Company: Dordrecht-Holland (邦訳:「名指しと必然性——様相の形而上学と心身問題——」、八木沢敬、野家啓一訳、産業図書、1985)

——, 1979, "Speaker's Reference and Semantic Reference", *Contemporary in the Philosophy of Language*, French, P., Uehling, T., Jr., Wettstein, H. (ed.), University of Minnesota Press: Minneapolis (邦訳:「話し手の指示と意味論的指示」、『現代思想』、黒川英徳訳、1995)

Linsky, L., 1963, "Reference and Referents", *Philosophy and Ordinary Language*, Caton, C. E. (ed.), University of Illinois: Urbana  
Lycan, W. G., 2000, *Philosophy of Language: A contemporary introduction*, Routledge: London and New York (邦訳:「言語哲学——入門から中級まで——」、荒磯敏文、鈴木生郎、川口由起子、峯島宏次訳、勁草書房、2005)

Russell, B., 1905, "On Denoting", *Logic and Knowledge essays 1901-1950*, Marsh, R. C. (ed.), George Allen & Unwin LTD, London, 1956 (邦訳:「表示について」、『現代哲学基本論文集Ⅰ』、清水義夫訳、坂本百大編、勁草書房、1986)

Searle, J. R., 1969, *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge University Press: United Kingdom (邦訳:「言語行為——言語哲学への試論——」、坂本百大、土屋俊訳、勁草書房、1986)

——, 1979, "Referential and Attributive", *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech Acts*, Cambridge University Press: Cambridge, London, New York, Melbourne (邦訳:「指示的用法と帰属的用法」、『表現と意味——言語行為論研究——』、山田友幸監訳、誠信書房、2006)

Strawson, P., 1950, "On Referring", *Mind*, vol. 59 (邦訳:「指示について」、『現代哲学基本論文集Ⅱ』、藤村龍雄訳、坂本百大編、勁草書房、1987)

(1) 例えば話し手が聞き手に「撃て」と発話するとする。これは、話し手が、「撃て」と述べる行為、即ち「発語行為 (locutionary act)」を行うことにより、聞き手に撃つよう命令する発語内行為を行ったということだが、これに対して聞き手が実際に撃つた場合は勿論、撃たなかった場合でも、命令という発語内行為は遂行されたことになる。というのも、このような話し手の発話への聞き手の対応は、命令に従わないという行為であり、話し手の側からすれば、聞き手は従わなかったものの、それは命令という行為が遂行されたことに対する対応だからである。寧ろ、命令するという発語内行為の成立は、例えば、話し手が聞き手の上官であるという社会的な立場であるとか、上官の命令には従わねばならないというような社会的な組織の中の規則によって保証される。尚、発語内行為に対して、「敵兵を殲滅させる」、「陣地を守備させる」として表される発語媒介行為においては、話し手は聞き手に何らかの行為を行わせなければ、その行為が成立することはない。即ち、話し手の発語媒介行為の成立の為には、特に聞き手に対して因果的な結果が齎されることが条件とされねばならないのである。

(2) 「言葉が何を意味するのか」という意味論的な概念の成立には、何らか、その言葉を用いる話し手の意図が関係している」ということについては若干の説明が必要かも知れない。意味の成立には話し手の意図が関係しているという見解は、グライスの意味についての考えを参照したものである。グライスは、論文「意味」(“Meaning”, 1957)において、「意味する (means)」、「何事かを意味する (means something)」、「と、いうことを意味する」という意味だ (means that) という表現が、自然的な意味で用いられる場合と非、自然的な意味で用いられる場合とを区別している。例えば、グライスによれば、自然的な意味とは「あの発疹はハシカを意味している (意味していた)」のようにして表されるような意味であり、非自然的意味とは「あのように (バスの) ベルを三回鳴らすことは、バスが満員だということの意味している」のようにして表されるような意味である (Grice, 1957, pp. 213-214)。以上から、意味の成立に話し手の意図が関わるのは後者の非自然的な意味においてであると考えることが出来る。

(3) 「話し手の言葉が意味したもの」と「話し手が意味したもの」とを巡る、このような相違に対応するクリプキの説明は以下の箇所において述べられている。



我々はこれらの諸問題を議論する為の一般的な道具立てを必要としている。その道具立ての内の或るものは良く知られているが、私はそれをその本来的な重要性和興味関心の為に復習しておく。第一に、グライスに従って、或る与えられた状況において話し手の言葉が意味したもの、その状況においてこれらの言葉を述べる時に話し手が意味したもの、とを区別しよう。例えば、或る強盗が自分の仲間に「すぐ近くに警官がいる」と言う。言葉が意味したものは明らかである。つまり警官がすぐ近くにいたのである。しかし話し手が次のようなことを意味したというのも尤もなことである。即ち「我々は、もっとたくさんの金が集まるのをこの辺りで待っては行かない。散開しよう」と。このことは、そのような場合においてその言葉を述べることで彼が意味したことなのだが、そのような場合でさえ、その言葉の意味することなどではない。

(Kripke, 1979, p. 13)

- (4) この「取り消し可能性」という言葉に関して、これは本来的には、グライスによる「会話の含意 (Conversational Implicature)」に対するものごとである (Grice, 1975, p. 39)。
- (5) 固有名と指示対象との対応関係を、話し手による理解と関係させることによって説明することには問題がある。これについてはサールの考察 (Searle, 1969, pp. 168-169) を参照。
- (6) 以上の例はクリプキのもの (Kripke, 1979, pp. 14-15; cf. Kripke, 1972, p. 343, n. 3) を参考にしたものである。

(平成23年度本学大学院博士後期課程単位修得退学・哲学)